

令和5年8月10日

令和5年

上毛町農業委員会8月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会8月期定例総会議事録

1.日 時 令和5年8月10日（木） 午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 19 名 欠席委員 3 名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	欠
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	欠
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	欠			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 円 入 忠 義 ○
末 松 直 幸 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

- 5.その他
- ・上毛町農地パトロールの実施について
 - ・「農業委員会業務必携」の配布について
 - ・「新規参入相談会」について
 - ・定例総会について

会議の経過

令和5年8月10日(木)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会8月期定例総会を開催いたしましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

本日は、木下委員、向本委員から欠席の連絡がありました。喜多代委員も休みのようです。上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から8月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員の指名をいたします。

議席1番 奥野委員、議席12番 緒方委員を指名いたします。

よろしく願います。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。

議案29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権1件でございます。期間は10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が901㎡です。

筆数は1筆で貸し手1名、借り手1名となっております。

賃借料でございますが、現金で反当10,000円となっております。

次のページに申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、4ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第29号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の5ページをお願いします。

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

農地中間管理事業を活用した利用権設定でございます。

筆数は2筆で貸し手1名、借り手1名となっています。期間は10年となっています。

対象作物は水稻等として、面積は田が、6,830㎡です。

賃借料でございますが、反当53kgとなっています。

次のページに各筆明細一覧表をお付けしております。

また、7ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第30号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の8ページをお願いします。

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字宇野232番地、地目は田で、面積は1,640㎡です。

所有権を移転する方は、千葉県佐倉市の〇〇さんと奈良県生駒市の〇〇さんと、

所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は10～11ページのとおりです。

申請農地は、町道垂水・大ノ瀬線 福田医院の向かい側のほ場整備済の農地です。

これで説明をおわります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第31号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料12ページをお願いします。

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。契約の種類は売買で、申請農地は大字宇野770番1、地目は田で、面積は282㎡です。譲渡人は、大字宇野の〇〇さんで、譲受人は、大字宇野の〇〇さんです。譲受人の権利取得後の経営農地面積は、282㎡です。次のページに農地法第3条調査書を添付しています。同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。位置図・箇所図は14～15ページのとおりです。申請農地は国道10号線上毛町役場前交差点付近の農地です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、水嶋委員が地区担当となりますがいかがでしょうか。

水嶋委員 事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第32号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料16ページをお願いします。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。契約の種類は売買で、申請農地は大字東上1959番1、地目は畑で 面積は195㎡です。譲渡人は、吉富町の〇〇さんで、譲受人は、大字東上の〇〇さんです。譲受人の権利取得後の経営農地面積は、1,409㎡です。次のページに農地法第3条調査書を添付しています。同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。位置図・箇所図は18～19ページのとおりです。申請農地は、大字東上小川内集落内の農地です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、横山委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

横山委員 事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第33号については、原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について4点、事務局から説明申し上げます。

まず、1点目は農地パトロールの実施についてです。

農業委員会は、農地法に基づき毎年1回農地の利用状況について調査を行うことが義務つけられています。

別綴じの資料、「上毛町農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)」をご覧ください。

調査に先立ち、実施要領を総会で決定することとされております。

実施要領の内容は、全国農業会議所が示したものを、上毛町に当てはめて作成しています。

実施時期については8月を重点実施期間とすること、

農業委員会が主体となり、産業振興課などと協力して実施すること、

調査結果の取りまとめと所有者等への、農地利用意向調査の実施についてなどを定めています。

なお、調査日程ですが、資料の3枚目に、日程を載せています。(日程については別紙のとおり)

以上につきまして、皆様のご了承をいただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

5地区にわけて決めさせていただきました。

2点目は、「農業委員会業務必携」の配付についてです。

毎年配付させていただいております「農業委員会業務必携」を配付させていただきますので、時間があるときに目を通していただければと思います。

3点目は、「新規参入相談会」についてです。

8月19日(土)に行橋市にて開催される「就農・就業相談会」に、農業委員会として出席します。

これは、農業委員会の最適化活動の目標の中で「新規参入相談会」が必須となっているため、

参加するものです。今年度は農業委員会を代表して宮秋農業委員に参加をお願いしております。

来年度は別の農業委員さんに、ご協力お願いいたします。

最後の4点目は、次回の定期総会についてでございます。9月期の定例総会は

9月11日(月)を予定しております。

事務局からは以上でございます。

議 長 委員の方から何かありましたらお願いします。

それではこれで8月期定例総会を終了します。

令和5年8月10日 午前9時15分閉会